

北九州市暴力団排除条例（平成22年6月23日 北九州市条例第19号）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活や社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民、事業者その他市内において活動するもの（以下「市民等」という。）に多大な脅威を与えている本市の現状にかんがみ、本市からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策の方針等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民が安全に、安心して暮らせる社会を確保し、及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、市及び市民等が暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団との交際を厳に慎むとともに、暴力団を利用しない・暴力団に金を出さない・暴力団を恐れないということを基本として、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、県その他の地方公共団体、県警察本部その他の関係機関その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県知事、県警察本部長その他の関係機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

- 第5条 市民は、暴力団の排除のための活動について、自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び県警察本部その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

- 第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援等)

- 第7条 市は、市民等が暴力団員に対する請求に係る訴訟の提起その他の暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての認識を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の広報及び啓発を行うものとする。
- 3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮するものとする。
- 4 市は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、県警察本部等と連携して必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

- 第8条 市は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。))をいう。)において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、地域、家庭及び学校が一体となって青少年を暴力団から守ることができるよう、青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずるための情報の提供その他の支援又は協力を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第9条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等のため、暴力団員の利用、自己が暴力団と関係があることを認識させることによる相手方の威圧その他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益の供与の禁止)

第10条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

- 2 市民等は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(市民暴排の日)

第11条 本市における暴力団の排除の気運を醸成し、暴力団の排除の重要性についての市民等の認識を深めるため、市民暴排の日を設ける。

- 2 市民暴排の日は、8月18日とする。

- 3 市は、市民暴排の日の啓発を行うとともに、市民暴排の日を中心として、市民暴排の日の趣旨にふさわしい行事を行うものとする。

- 4 市は、前項の行事について、市民等の参加を広く呼びかけるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。